

被災求職者1人につき3年間で最大225万円の雇入れ費を助成します。

福島県内に事業所をもつ事業主の皆様へ…

令和6年度「ふくしま産業復興雇用支援助成金(雇入れ費)」の御案内

事業概要

被災地域である県内全域の安定的な雇用の創出及び地域産業や経済の活性化を図り、産業政策と一体となった雇用面からの支援により、被災求職者の生活の安定と県内の復興を支えるため、被災求職者の雇入れに係る助成金を支給します。

募集期間

令和6年8月1日(木)から令和6年12月13日(金)まで ※令和6年12月13日(金)当日消印有効
福島県雇用労政課助成金担当で申請を受付けます。申請書の提出は郵送のみとします。

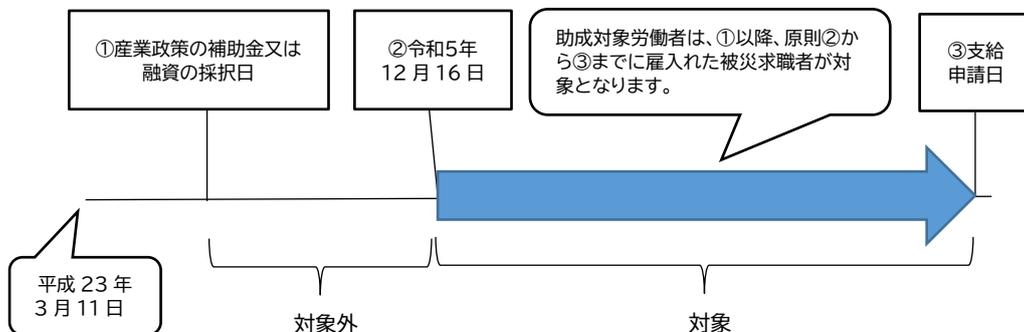
主な助成要件

1 対象事業所(※下記の(1)、(2)のすべてを満たす必要があります。)

- (1) 本助成金を受給したことが無い事業所(特例あり※1)
- (2) 平成23年3月11日以降、県指定の産業政策で補助金または融資を受け、設備投資等を行った事業所(県指定の産業政策は別紙「令和6年度 産業政策 対象事業一覧表」のとおり)

2 対象労働者(※下記の(1)~(3)のすべてを満たす必要があります。)

- (1) 県指定の補助金・融資等の採択を受けた後※2、原則として、令和6年4月1日から支給申請書の提出期限までに対象事業所で雇入れた被災求職者※3(特例あり※4)



- (2) 雇用期間の定めがない労働者又は1年以上の有期雇用(契約の更新が可能なもの)の労働者
- (3) 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者として雇入れた労働者

※1 令和4年度又は令和5年度に初めて支給決定を受けた事業所に限り、最初の支給対象労働者の雇入れ日から2年以内に雇入れた労働者については申請可能。また、過去の助成対象事業所で当該助成対象期間が終了している場合において、過去に助成金の支給を受けるにあたって認定を受けた産業政策と同一の事業について、複数回実施が認められた場合は再度申請可能。

※2 補助金:対象事業の交付決定日 融資:融資の契約日(信用保証協会の保証日ではありません。)

※3 ・平成23年3月11日時点で、岩手県、宮城県及び福島県内に在住又は在勤していた者

・令和5年度新規卒業者及び卒業後3年間職歴がない者(平成23年3月11日時点被災三県在住であること。震災時に被災三県外の大学等に通学していた者については、扶養者が被災三県内在住であれば被災求職者とみなします。)

※4 産業政策の補助金又は融資の採択後、令和5年12月16日~令和6年3月31日の間に雇入れた被災求職者についても申請可能(その他の詳細については申請の手引きを御覧ください。県のHPよりダウンロードできます。)

助成金額

助成金の支給金額は、次の表の区分に応じた助成対象者1人あたりの額に、助成対象者の人数を乗じて算出した額となります。ただし、支給額の総額は1事業所につき2,000万円を上限とします。

なお、雇入れ日と申請日の関係により、支給金額が減額される場合があります。

所在地	産業政策の区分 (支給要綱第4条) ※3	雇用区分 ※4	雇用形態	支給金額			
				1年目	2年目	3年目	合計
被災15市町村 ※1	第1号	新規雇用	フルタイム	120万円	70万円	35万円	225万円
		再雇用	短時間	60万円	30万円	20万円	110万円
	第2号	新規雇用	フルタイム	120万円	70万円	35万円	225万円
			短時間	60万円	30万円	20万円	110万円
		再雇用	フルタイム	110万円	60万円	30万円	200万円
			短時間	50万円	25万円	15万円	90万円
上記以外 (中小企業に限る) ※2	第1号	新規雇用	フルタイム	60万円	40万円	20万円	120万円
		再雇用	短時間	30万円	20万円	10万円	60万円
	第2号	新規雇用	フルタイム	60万円	40万円	20万円	120万円
			短時間	30万円	20万円	10万円	60万円
		再雇用	フルタイム	50万円	40万円	20万円	110万円
			短時間	25万円	15万円	10万円	50万円

新規雇用者(フルタイム・短時間)1名から申請可能です。



福島県キャラクター キビタン

※1 被災15市町村

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

※2 被災15市町村以外に所在する事業所は中小企業又は中小企業に準ずる事業所に限定します。中小企業の定義については、製造業・卸売業・サービス業等で定義が異なります。詳細は、中小企業庁のホームページで御確認ください。

※3 産業政策については、支給要綱第4条第1項及び第2項に基づき選定しています。どちらの事業に該当するかにより支給金額が変わります。

※4 再雇用者

同一事業所において過去3年間に雇用関係、出向、派遣、アルバイト、事前研修により就労したことのある被災求職者を再び雇入れる場合をいう。

お問い合わせ

福島県商工労働部雇用労政課 助成金担当

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(西庁舎12階)

電話：024-521-7290

FAX：024-521-7931

メール：koyourousei@pref.fukushima.lg.jp

URL：https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/joseikin2601.html